

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領（案）

第1 目的

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業を行うことにより、再生可能エネルギーの自立的普及を促進し、もって日本の約束草案（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）に掲げる温室効果ガス削減目標の達成への貢献を通じた低炭素社会の実現に資することを目的とする。

第2 定義

この実施要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「再生可能エネルギー」とは、以下に掲げるものとする。

ア 太陽光

イ 風力

ウ 水力

エ 地熱

オ 太陽熱

カ 大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱を除く。）

キ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）という。）

ク その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できると認められるものをいう。

二 「実行計画等事業」とは、地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項及び第3項の規定による計画（以下「実行計画」という。））に位置づけられた施策、地方公共団体が実行計画への位置づけを検討している施策又は、実行計画に準ずるものに位置づけられた施策に基づく事業をいう。

第3 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第4 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、実行計画等事業のうち、次の各号に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、別表第1第2欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

ただし、（2）イからコに掲げる者が実施する事業については、実行計画等事業でない場合も認めるものとする。

一 再生可能エネルギー発電設備導入促進事業

ア 再生可能エネルギー発電設備導入事業

再生可能エネルギー発電設備の導入を行う事業

二 再生可能エネルギー熱利用設備導入促進事業

ア 事業化計画策定事業

再生可能エネルギーを利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業

イ 温泉熱多段階利用推進調査事業

既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業

ウ 再生可能エネルギー熱利用設備導入事業

再生可能エネルギー熱利用設備の導入を行う事業

エ 地中熱利用ヒートポンプモニタリング機器整備事業

地中熱利用ヒートポンプにおけるモニタリング機器を整備する事業

三 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業

ア 事業化計画策定事業

再生可能エネルギーを利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業

イ 温泉熱多段階利用推進調査事業

既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業

ウ 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入事業

再生可能エネルギー発電・熱利用設備の導入を行う事業

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合）

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

- ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- オ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- カ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 法律により直接設立された法人
- ケ 上記アからクまでの法人以外の法人であって、大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者
- コ 個人（第 4（1）二のエに掲げる事業に限る。）

（3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第 1 第 4 欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（4）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営
- ウ 間接補助金の交付（補助金交付申請書の審査から補助金の支払までを含む。）
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する付帯業務

（5）交付規程の内容

交付要綱第 14 条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第 4 条から第 13 条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

（6）間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採否に関する審査基準を委員会の承認を受けて作成するものとする。
- ② 第 4（1）各号に掲げる事業に係る①の審査基準は、以下の事項について評価を行うことができる内容とする。

一 第4（1）二のア及びイ、三のア及びイに掲げる事業

ア 実行計画等事業に係る調査であること

イ 調査の目的・位置づけが明確であり、また、調査内容が具体的かつ詳細なものであり、事業化計画の策定、事業性・採算性等の把握に資するものであること

ウ 事業スケジュール及び推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること

エ 調査後における事業化可能性が高いと見込まれること

二 第4（1）一のア、二のウ及びエ、三のウに掲げる事業

ア 実行計画等事業であること

イ 再生可能エネルギー設備等の導入の妨げとなっている課題の設定が適切であり、かつ課題への適切な対応が見込まれること

ウ 事業スケジュール及び推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること

エ 設備の導入による二酸化炭素削減効果及び費用対効果の定量化が可能であること

オ 事業に関する積極的、具体的な情報発信方法等の検討がなされ、かつ他の地域等への波及効果が見込まれること

③ 補助事業者は、委員会の意見等を踏まえ、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。

④ 委員会の設置及び運営並びに間接補助金交付先の採択は、環境省総合環境政策局長、地球環境局長、水・大気環境局長及び自然環境局長と協議の上、行うものとする。

⑤ 補助事業者は、③及び④に基づき採択した複数年年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度における間接補助事業の計画変更（補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く）が生じた場合は、①、③及び④に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

（7）消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

（8）間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

（9）間接補助事業の指導監督

① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。

② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(12) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省総合環境政策局長に協議することができる。

第5 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及び別表第4第3欄に掲げるその後の期間において、毎年度、年度終了後5月末日までに、事業化の状況、事業の進捗状況又は二酸化炭素削減効果等に関する事業報告書を大臣に提出するよう、指示しなければならない。

第6 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第7 その他

補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難い事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、平成28年 月 日から施行する。

別表第 1

1 間接補助事業 の区分	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
第 4 (1) 一のア、 二のウ及び三のウ	事業を行うために必要な 設備費、工事費（本工事 費、付帯工事費、機械器 具費、測量及試験費）及 び事務費並びにその他必 要な経費で補助事業者が 承認した経費（間接補助 対象経費の内容について は、別表第 2 に定めるも のとする。）	補助事業者 が必要と認 めた額	ア 第 2 欄に掲げる間接補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の 額を選定する。 イ アで選定された額に次の割合を乗じて得 た額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り 捨てるものとする。 (ア) 間接補助事業者が地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都 市以外の市町村（これらの市町村により設立 された地方公共団体の組合を含む。）の場合 3分の2 (イ) 間接補助事業者が(ア)以外の者 2分の1
第 4 (1) 二のア 及び三のア	事業を行うために必要な 人件費及び業務費（賃金、 共済費、諸謝金、旅費、 印刷製本費、通信運搬費、 委託料、使用料及び賃借 料、消耗品費）並びにそ の他必要な経費で補助事 業者が承認した経費（地 方公共団体が事業を実施 する場合は、常勤職員の 人件費及び共済費を除 く。）（間接補助対象経費 の内容については、別表 第 2 に定めるものとし る。）	補助事業者 が必要と認 めた額	次により算出された額の合計額とする。た だし、当該合計額が 1,000 万円を超える場合は、 1,000 万円とする。 ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控 除した額を算出する。 イ 第 2 欄に掲げる間接補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の 額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された 額とを比較して少ない方の額を選定する。た だし、算出された額に 1,000 円未満の端数が 生じた場合には、これを切り捨てるものとし る。
第 4 (1) 二のイ 及び三のイ	事業を行うために必要な 設備費、工事費（本工事 費、付帯工事費、機械器 具費、測量及試験費）並 びにその他必要な経費で	補助事業者 が必要と認 めた額	次により算出された額の合計額とする。た だし、当該合計額が 2,000 万円を超える場合 は、2,000 万円とする。 ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控 除した額を算出する。

	補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）		イ 第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
第4（1）二のエ	事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、交付額の上限は次のとおりとする。 (ア) 周辺観測用井戸を設置する事業の場合 400万円 (イ) (ア) 以外の事業の場合 300万円

別表第2

第4（1）一から三まで（二のア及び三のアを除く。）に掲げる事業

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用を

		一般管理費	いい、類似の事業を参考に決定する。												
	付帯工事費		請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。												
	機械器具費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。												
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。												
			事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。												
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。												
			事務費は、工事費、設備費及び業務費の合計額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。												
			<table><tr><td>号</td><td>区分</td><td>率</td></tr><tr><td>1</td><td>5,000 万円以下の金額に対して</td><td>6.5%</td></tr><tr><td>2</td><td>5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td><td>5.5%</td></tr><tr><td>3</td><td>1 億円を超える金額に対して</td><td>4.5%</td></tr></table>	号	区分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%	3	1 億円を超える金額に対して	4.5%
号	区分	率													
1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1 億円を超える金額に対して	4.5%													

第4（1）二のア及び三のアに掲げる事業

1 費目	2 細分	3 内容
人件費	人件費	業務に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	賃 金	事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費	事業を行うために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	諸謝金	事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金をいう。
	旅 費	事業を行うために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
	使用料及賃借料	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器等のレンタル費用（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表第 4

1 間接補助事業の区分	2 事業報告書の記入事項	3 対象期間
第 4 (1) 一のア	① 二酸化炭素の削減量	事業完了年度後の 3 年間
第 4 (1) 二のア及び三のア	① 事業化計画の活用状況 ② 二酸化炭素の削減量 ③ 今後の事業化の計画見込み	事業完了年度後の 3 年間
第 4 (1) 二のイ及び三のイ	① 水位又は湧出量 ② 温度 ③ 電気伝導率 ④ pH ⑤ 今後の事業化の計画見込み	事業完了年度後の 5 年間
第 4 (1) 二のウ	下記のうち、導入した設備で把握が可能な事項 ① 温泉又は排湯温泉の使用量 ② 稼働時間 ③ 供給熱量 ④ エネルギー消費量 ⑤ 設備導入によるエネルギー消費削減量 ⑥ 二酸化炭素の削減量 ⑦ 温泉に付随する可燃性天然ガスの使用量 ⑧ 利用熱量 ⑨ 発電量 ⑩ 排熱利用量 ⑪ モニタリング機器により取得したデータ	事業完了年度後の 3 年間
第 4 (1) 二のエ	① 稼働時間 ② 供給熱量 ③ エネルギー消費量 ④ 設備導入によるエネルギー消費削減量 ⑤ 二酸化炭素の削減量 ⑥ モニタリング機器により取得したデータ	事業完了年度後の 3 年間
第 4 (1) 三のウ	第 4 (1) 一のア及び二のウの記入事項のうち、導入した設備で把握が可能な事項	事業完了年度後の 3 年間

別紙様式

番 号
年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)
に係る翌年度における間接補助事業について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領第4（12）の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要

- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 翌年度における間接補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性

3. 参考資料